

「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂（案）について

■ 背景等

「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「国大監査基準」という。）は、企業会計の監査基準及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「独法監査基準」という。）を参考としつつ、国立大学法人等の特性を踏まえてとりまとめたものである。

企業会計の監査基準が令和 2 年 11 月 6 日に改訂され、また独法監査基準の改訂案が令和 3 年 2 月 4 日にパブリック・コメント（意見募集期限令和 3 年 3 月 5 日）に付されたことに伴い、国大監査基準の改訂の必要性について検討を行うこととなった。

■ 企業会計における改訂の内容

➤ 監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容（以下、「その他の記載内容」という。）について、監査人の手続を明確にするとともに、監査報告書に必要な記載を求めることとされた。（令和 4 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から実施）

◇ 監査報告書における「その他の記載内容」に係る記載の位置付け

- ✓ 従来と同様、監査人は「その他の記載内容」に対して意見を表明するものではなく、監査報告書における「その他の記載内容」に係る記載は、監査意見とは明確に区別された情報の提供であるという位置付けを維持

◇ 「その他の記載内容」に対する手続

- ✓ 監査人は、「その他の記載内容」を通読し、「その他の記載内容」と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討する。
- ✓ 「その他の記載内容」について、その範囲、経営者及び監査役等の責任、監査人は意見を表明するものではない旨、監査人の責任及び報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合にはその内容を監査報告書に記載する。

➤ リスク・アプローチの強化（令和 5 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から実施）

■ 独立行政法人における改訂の内容

➤ 企業会計の監査の基準の改訂内容について、独立行政法人において反映しない特段の理由が存在しないと考えられることから、独立行政法人監査基準に改訂内容を取り入れる。

◇ 独立行政法人監査基準には、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査に関する規定が存在する。

◇ そのため、独立行政法人における「その他の記載内容」としての検討の対象は、事業報告書のうち「会計に関する部分以外の部分」としている。

■ 国大監査基準の改訂の方針

- 企業会計の監査の基準の改訂内容及びそれを受けた独立行政法人監査基準の改訂内容について、国立大学法人において反映しない特段の理由が存在しないと考えられることから、国立大学法人監査基準に改訂内容を取り入れる。